

兵庫県産業立地条例に係る

法人事業税の不均一課税申請のご案内

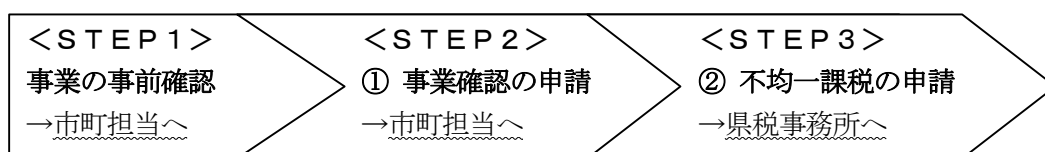
兵庫県・県税事務所

兵庫県産業立地条例に規定する法人事業税の不均一課税の適用を受けるためには、

①まず、実施事業が産業立地条例に規定する不均一課税対象事業に該当するものであることについて、知事の確認を受ける必要があります。

②知事の確認を受けた後は、毎年、事業税申告とともに不均一課税の申請を行うこととなります。産業立地条例における不均一課税制度については、兵庫県産業労働部産業振興局産業立地室または事業所所在の市町の企業誘致担当部局にお問い合わせください。（お問い合わせ先は裏面参照。）

【手続きの流れ】



① 不均一課税対象事業の確認

知事の確認を受けるにあたっては、市町の企業誘致担当を通じて、確認申請書及び添付資料を提出していただく必要があります。

この確認手続については、兵庫県産業労働部産業振興局産業立地室または事業所所在の市町等の企業誘致担当部局にお問い合わせください。（お問い合わせ先は裏面参照。）

<参考：不均一課税の対象となる立地促進事業等一覧>

区分	事業名	要件（根拠条例）	不均一割合
1	国際経済交流事業	産業立地条例施行規則第7条第1項	1/3
2	工場立地事業	第2項	1/3
3	高度業務事業	第3項	1/3
4	再活性化事業	第4項	1/3
5	本社機能を担う事業所の移転又は新增設を行った法人が行う立地促進事業等	第5項及び第6項	1/3
6	促進地域内における立地促進事業等	第7項及び第8項	1/2
7	拠点地区以外の立地促進事業等	第9項	1/4

② 不均一課税の申請

知事の確認を受けて不均一課税対象事業を開始した場合にあつては、当該事業の開始日が属する事業年度の法人事業税申告書とともに、不均一課税申請書及び添付書類を管轄の県税事務所法人事業税担当課まで、毎年提出していただくこととなります。（添付書類については裏面参照。）

不均一課税申請後、事業確認主管課において適用要件を判定し、不均一課税の可否を判断します。申請が承認されますと、当該事業の開始日が属する事業年度以後の連続する5事業年度に限り、法人事業税の不均一課税を受けることができます。

・控除する不均一課税額の計算について

以下の計算式により算出します。

$$\text{本県分の課税標準額} \times \frac{\text{事業年度末日時点における当該法人が行う立地促進事業等に従事する従業者の数 (ただし、事業確認申請書提出日において当該事業を行う事業所に従事し、かつ、事業年度末日時点において当該事業に従事する従業者を除く。)}{\text{事業年度末日時点における当該法人が県内に有する事務所等の従業者の数}} \times \text{税率} \times \text{不均一割合}^{\ast}$$

不均一割合[※] ……実施事業の種別ごとに設定 (表面「事業一覧表」参照)

・提出書類について

不均一課税の申請に必要な書類は次表のとおりです。

提出書類	表中の区分 1、3	左以外
① 法人事業税不均一課税申請書 ^{※1}	○	○
② 建物配置図及び各階平面図 (施設の位置及び用途を明確にしたもの)	○	—
③ 立地促進事業等事業確認結果通知書 (写し)	○	○
④ 建物に係る登記事項証明書	○	—
⑤ リース、賃貸借契約書(リース又は賃借の場合)	○	—
⑥ 立地促進事業等用施設床面積表 (立地促進事業等以外の用に供される部分がある場合は、求積表など床面積の積算基礎を明確にした書類も必要)	○	—
⑦ 従業員数を確認できる書類(従業員台帳の写し等)	○	○
⑧ その他説明資料となる書類 (パンフレット等)	○	○

※1 用紙は県税事務所にあります。

○ 事業の確認手続のお問い合わせ

県税事務所に法人事業税の不均一課税の申請をする前に、行おうとする事業が産業立地条例に規定する不均一課税対象事業に該当するものであることについて、知事の確認を受ける必要があります。

この確認手続については、事業所が所在する市町の企業誘致担当部局または兵庫県産業労働部産業振興局産業立地室にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

内容	お問い合わせ先
事業確認手続の方法について	事業所が所在する市町の企業誘致担当部局
制度全般について (不均一課税申請手続を除く)	兵庫県 産業労働部 産業振興局 産業立地室 立地班 TEL 078-362-4154

○ 法人事業税の不均一課税申請手続のお問い合わせ

法人事業税の不均一課税申請手続については、事業所の所在地を管轄する県税事務所の法人事業税担当課にお問い合わせください。